

ヤマダ電機観音寺店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年1月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成21年9月3日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド観音寺店 観音寺市出作町字大道上555番地1ほか
- 3 法第8条第1項の規定により観音寺市から聴取した意見の概要
 - (1) 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に留意した店舗運営を行うこと。
 - (2) 騒音・照明(光害)等による環境対策に関して特に配慮すること。また、周辺住民から苦情や要望等があった場合には、誠実に対応すること。
 - (3) 交差点付近への立地であり、国道11号及び県道6号線の混雑が懸念されるため、開店時及び繁忙時における交通誘導員の配置等の交通対策を確実にを行うこと。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課
縦覧期間	平成22年1月19日（火曜日）から同年2月19日（金曜日）まで